

2/16

15=30~

総務環境委員会

説明資料

「名古屋城バリアフリーに関する
市民討論会」における差別事案に
係る検証委員会からの中間報告
について

令和6年2月16日
スポーツ市民局

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| 1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」に おける差別事案に係る検証委員会の概要 | 1 |
| 2 中間報告の位置づけ | 5 |
| 3 討論会の開催に至る経緯 | 5 |
| 4 討論会後の状況 | 6 |
| 5 事案における問題点と検証 | 6 |
| 6 再発防止に向けて取り組むべき事項 | 18 |
| 7 最終報告について | 18 |

中間報告における表現として、以下のように使用されています

討 論 会・・・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会

意見の対立・・・過去から発生していた名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーの検討について、「史実に忠実に復元する意見」と「エレベーターの設置を求める意見」の対立

『昇降技術』・・・公募で選定された新技術（フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への導入実績のある技術をベースに開発を行い、史実に忠実に復元された名古屋城木造天守の狭小空間に設置を可能とする垂直昇降設備）

1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る
 検証委員会の概要

(1) 設置趣旨

令和5年6月3日に開催された名古屋市主催の「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案について、人権擁護の観点から、問題点や課題等を整理・分析したうえで原因を究明して再発防止を図り、もって市民の信頼回復につなげるための検証を行うもの

(2) 委員構成

| 区分 | 氏名 | 所属・役職等 |
|-------|------------------|--------------|
| 学識経験者 | 浅田 知恵 | 愛知教育大学教育学部教授 |
| | 小林 直三 | 名古屋市立大学大学院教授 |
| | 田中 申明 (検証委員長) | 弁護士 |
| 行政 | 杉浦 弘昌 | 総務局長 |
| | 杉野 みどり (会長) | 副市長 |
| | 鳥羽 義人 | スポーツ市民局長 |
| | 平松 修 | 健康福祉局長 |

注1 委員は区分ごとに五十音順

2 会長は会を統括し、議事（調査・検討にかかる議論等を除く）を進行

3 検証委員長は調査・検討にかかる議事を進行し、議論を統括

(3) 検証経過

| 時 期 | 主な内容 |
|-----------------------|---|
| 令和5年8月30日 | 第1回検証委員会の開催 ・ 事案の概要等を確認・共有 ・ 検証の進め方について協議 |
| 令和5年10月6日 | 第2回検証委員会の開催 ・ 討論会後に市が行った見直し事項の共有 ・ 検証の範囲等を協議 ・ ヒアリング調査の対象者等を協議 |
| 令和5年10月23日 ～11月13日 | 学識経験者委員によるヒアリング調査の実施 (対象者) ・ 市長はじめ関係職員(8名) ・ 討論会運營業務の委託業者(2名) |
| 令和5年11月20日 | 第3回検証委員会の開催 ・ ヒアリング調査結果の共有 ・ 事案に対する問題点等を協議 ・ 検証報告の構成イメージを協議 |
| 令和5年12月18日 | 第4回検証委員会の開催 ・ 問題点に関する意見集約 ・ 中間報告の内容を協議 |
| 令和6年1月29日 | 第5回検証委員会の開催 ・ 中間報告の内容を協議 ・ 修正を加えた後に公表することを決定 |

(4) 検証の対象となる差別発言について

ア 差別発言に係る状況

【1人目の発言】

- ・「そちらの車いすの方と名古屋市の方がやってるやり取りを聞いて、このまま4時10分で終わるとバリアフリーをどうやって進めていくかっていう会で終わるはずなんです。私の結論を言うとまっぴらごめんで、平等とわがままを一緒にすんなって話なんですよ。」
- ・「(略) 河村市長が造りたいと言ってるのは、エレベーターも電気も無い時代に造られたものを再構築するって話なんです。その時に何でバリアフリーの話が出るのかなっていうのが荒唐無稽で、ピラミッドの改修するときにエスカレーターをつけようやって言ってるのと一緒になんです。どこまで図々しいのって話で、我慢せいよって話なんですよ。」
- ・「お前が我慢せいよ。月に1回も行くような話じゃないじゃないの。(略)」

【2人目の発言】

- ・「(略) 僕らね、生まれながらにして不平等があって平等なんです。 (障害者を示す差別用語) で産まれるかもしれないけど、健在者で産まれるかもしれん。それは平等なんですよ。」
- ・「だけどそのためには、今ある、今お城の中にあると思うんだけど、剣とか着物、いろんなものがまだ鉄筋の中のお城にあると思う。あれを宝物館みたいなものをつくって、そこで示して、展示物があったと思うけど宝物館を造って、そして今見せてもらったイメージVRっていうの、あれをもうちょっと綺麗に本物で造ったらもっと素晴らしいものができる。それで行くべきじゃないかと思うね。これはまたエレベーターを造ると言った次の建物はまたエレベーターや。誰がメンテナンスするの。どの税金でメンテナンス毎月するの、そうでしょ。そんな金はもったいないと思うけどね。もっと使うところにお金を使いたい。毎月毎月メンテナンスしないかん、エレベーター使ったら。ただでエレベーターが動くわけない、電気が要る。そのための人も、必要な人も居る。でしょう。だからエレベーターは必要ない。私は思いますけどどうですかね。(略)」

イ 障害者差別についての法令との関係

障害者差別について規定されている「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現が掲げられている。

また、障害者基本法においては、共生社会の実現は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨として、図られなければならないとされている。

これらの法の趣旨を踏まえ制定された「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（障害者差別解消推進条例）」においても、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目的とするとともに、全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることが基本理念として掲げられている。

「そちらの車いすの方」との発言に引き続く、障害者がエレベーターの設置を求める意見を述べたことに対する、「わがまま」、「凶々しい」、「我慢せい」といった発言は、障害のある方とない方を分け隔てた上で、障害者のみに我慢を強いるものである。

また、直接差別用語を用いながら、「産まれながらにして不平等があって平等」、「そんな金ももったいないと思う」といった発言は、障害のある方とない方を分け隔てた上で、障害者が障害のない方と同じようにあらゆる分野の活動へ参加する機会を確保する必要はないというものである。

いずれも、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や、全ての障害者が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることといった、上記法令に反するものであり、明確な障害者差別である。

2 中間報告の位置づけ

- ・ 討論会当日の差別事案に係る直接的な原因究明等についての検証を優先し、遠因や背景などについては、直接的な原因究明等の後に整理することとした。
- ・ 検証を進める中で、討論会当日の運営上の問題だけではなく、討論会実施に至る過程において、さらなる検証の必要が生じた。
- ・ これらの検証にはさらに相当な時間を要することが見込まれることから、いったん、討論会に直接的に関わる検証結果について中間報告として取りまとめ、市民にお知らせすることとした。

3 討論会の開催に至る経緯

- ・ 平成30年5月に、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表
- ・ 令和4年4月18日に、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」開始
- ・ 令和4年12月2日に、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」最優秀者の選定
- ・ 令和4年12月5日に、市長定例記者会見を実施
(会見後、『昇降技術』・エレベーターに対する市民等から意見)
- ・ 令和5年3月以降、名古屋城総合事務所からの提案で、市民全体としての意見を聴取するための市民アンケート及び討論会に関する報告・調整を観光文化交流局長、所管副市長、市長に対し合計31回実施
- ・ 事前準備として「名古屋城バリアフリーに関するアンケート」を実施し、討論会への参加者を決定したうえで、YouTube配信の決定や委託業者との契約を締結

4 討論会後の状況

主催者（観光文化交流局）による事後の対応

- ・ 討論会の終了直後には、何ら対応していない
- ・ 後日、当該参加者を含む討論会参加者へお詫び文を郵送

総務局・スポーツ市民局・健康福祉局が現在までに行った対応

- ・ 全庁会議等における周知・徹底
- ・ 職員研修への反映
- ・ 関係マニュアル等の改訂

5 事案における問題点と検証

(1) 「討論会」とされた経緯

ア 「討論会」の目的の不明確さについての主な問題点と評価

【問題点】

- ・ 『昇降技術』は、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」において、「エレベーターを設置せず、新技術の開発などを通じてバリアフリーに最善の努力をする」と定め、「可能な限り上層階まで昇降できる技術」を公募し、最優秀者を選定していたにも関わらず、アンケートに「設置しない」との選択肢を記載したことが、「設置しない」可能性があるとのメッセージを市民に対して発したことになったのではないか。
- ・ 公募の経緯を無視する形で、『昇降技術』を設置しない立場の発言を容認する姿勢を示したと受け取られ、不要な意見の対立が討論会に持ち込まれることにつながったのではないか。

【評価】

- ・ 『昇降技術』は、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」により実施した公募により選定したものであり、市民がこれを理解していれば、『昇降技術』は可能な限り上層階まで設置するものと考えるのが通常である。しかし、『昇降技術』について改めて問われれば、設置しないことも含めて問われていると解釈してもやむを得ず、正確な情報提供ができていなかったと言える。

- ・「設置しない」という選択肢をアンケート項目に置いたことで、設置しないという判断を市長に求めるために議論が先鋭化することは十分に想像でき、そのことが差別発言につながった側面は否定できない。
- ・文化庁への提出スケジュールを優先するため、技術的にどこまで設置できるのかわからないまま市民に意見を聞くことになったことや、「どこまで設置するのか」という表現が検討段階で削除されたことが市民を誤認させた一因であり、こうした点は、当時の市長の「昇降技術を設置しない」という意向が関係していると推認せざるを得ない。
- ・『昇降技術』は、「エレベーター設置を希望する市民」と、「焼失前の姿を希望する市民」の意見が対立する中で、その意見対立を解消するため、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を求めてきた結果であったが、こうした経緯が市民に周知されておらず、『昇降技術』が一般的なエレベーターと同一視されているような状況下で、アンケートに「設置しない」との選択肢があったことで、意見の対立が討論会に持ち込まれ、差別発言が生じる背景になった。
- ・『昇降技術』は、柱や梁などの主架構を変更せずに設置し、取り外すこともできることから、「史実に忠実な復元」として整理されていた。これは、階段手すり、非常放送設備、照明設備の設置や畳敷きの設置階などと同様であるが、市民に対してそうした説明がされていないことから、『昇降技術』のみが注目され、その利用頻度が高い障害者が矢面に立たされた面も否めない。
- ・『昇降技術』がなければ、あたかも焼失前の姿と同一に復元されるものとの認識がうかがわれるが、『昇降技術』は、史実に基づく復元にあたり、柱や梁を取り除かずに設置できる技術であることの市民の理解・認識を広げるべきであって、そうした意見の対立の延長線上と受け止められないような配慮が行き届いた意見聴取とすべきであった。
- ・所管副市長や職員においても、意見聴取の目的として『昇降技術』を設置するかしないかの意見を問うものという認識が一時的にあり、その意識が、討論会の準備にも影響を与えたのではないかと考えられる。

- ・歴史的建造物の復元やバリアフリーに対する考えに関しては、人権の観点からの検証対象外のため評価は行っていない。

イ 「討論会」の名称の不適切さについての主な問題点と評価

【問題点】

- ・意見聴取するのは、名古屋城のバリアフリー全般に関する意見ではなく、『昇降技術』に関する内容であり、「バリアフリー」とする名称は適切ではなかった。
- ・「討論会」という名称によって、意見が異なる市民同士で討論を行うとの意味合いが含まれ、参加した市民の意識に影響し対立意見の応酬となる素地を作ってしまう、差別発言が発せられる契機となってしまったのではないか。

【評価】

- ・討論会という名称である以上、討論の場と認識するのは自然なことであり、議論を戦わせるという意識に影響し、対立する意見の相手に強い主張を行う展開を招いたことが、差別発言の契機になった可能性は否定できない。
- ・『昇降技術』に関する内容が中心であって、他のバリアフリーに関する内容がほとんどなかったことから、「バリアフリーに関する」という名称は、内容と不一致であった。
- ・参加者は、前提として『昇降技術』に関する資料提供を受け、『昇降技術』に対する自己の考えを回答したうえで、直接、意見を述べることを希望した市民であることから、『昇降技術』に関する会合との認識でいた可能性は高いが、討論する場ではないと認識しながら「討論会」の名称で実施したことで、市民を誤認させたとやむを得ないものであり、タイトルと内容の不一致は不適切と言える。
- ・『昇降技術』に関する市民の理解がされていない段階で、「バリアフリー」の名称を十分に検討せずに使用したことが、意見対立が持ち込まれる背景になった可能性がないとは言い切れない。

- ・事業内容に即した名称へ変更しなかったことは、討論会に対する事業の意義などの点で意識が薄かったと言わざるを得ない。

(2) 事前の準備

ア 毎年実施してきた市民向け説明会とは異なる特殊性についての主な問題点と評価

【問題点】

- ・討論会は、無作為抽出の市民にアンケートを送付し、その中から参加申込のあった方を対象に行い、市民の考えを直接聞くというものであるが、毎年実施している市民向け説明会ではこれまで問題が発生しなかったから、今回も発生しないだろうという従来と同じような意識で事前準備をしていたのではないか。

【評価】

- ・これまで実施していない運営方法であれば、市民が自由に発言する場としてあらゆる可能性を想定した確認・準備を委託業者とともにすべきであったが、不十分であった。
- ・職員は、討論会事業に対するスケジュールの厳しさや業務への負担感を非常に強く感じており、さまざまな想定ができない状態に陥っていた。こうしたことから、委託業者を頼る中で、責任の所在が不明確となり、場のコントロール・進行のチェックに甘さや油断が生じていた面は否定できない。

イ 問題発生の際の想定外の甘さに対する主な問題点と評価

【問題点】

- ・参加動機の記載内容を精査し、参加者の強い主張や考え方を関係者間で共有できていれば、対策を検討することもできたのではないか。
- ・市民が市長に生の声や思いを聞いてもらうため強く訴えることも十分想定できたのではないか。

【評価】

- ・市長の参加により、市長に対し、自己の主張を積極的にアピールしようといった意識が働き、議論が先鋭化する結果、感情的な発言が出る可能性は十分に想定できた。
- ・参加動機に可能な限り目を通し、必要な対応を想定すべきであったし、関係者間で共有できていれば、討論会の実施にあたっての人権上のリスク対策の検討や準備ができた可能性があった。
- ・討論会に関する主体的なリスク管理の中で、人権の面での意識が低かったとの疑念を抱かざるを得ない。結果として、進行上の対策を検討することもなく、差別発言が発生した際や差別発言後に適切な対応ができないことにつながったことは否定できない。

ウ スケジュール設定の無理についての主な問題点と評価

【問題点】

- ・討論会の準備が本格化した時期が、人事異動により新旧担当者間で業務の引継ぎが行われる等、相当厳しい時間的制約の中であったことも要因の一つとして、十分な検討がなされないまま、準備が進められたのではないか。
- ・例年8月に開催される文化庁の復元検討委員会に間に合うようなスケジュールとして設定し、スケジュールに合わせようとして討論会の実施そのものが目的化し、作業的に準備を進めるだけになり、これまでの説明会とは異なる特殊性を踏まえた検討が十分にできなかったのではないか。

【評価】

- ・文化庁への申請に合わせたスケジュールが優先された結果、討論会の実施そのものが目的化し作業的に準備を進めることになり、討論会の特殊性を踏まえた検討や『昇降技術』に対する正確な情報が市民に提供されていない状況で討論会が開催されることになったものと推察される。

- ・ 討論会は、当初、7月下旬に開催予定であったが、文化庁の復元検討委員会が実施される8月を目標に逆算し、5月下旬に前倒しされた（最終的には6月3日）。このスケジュール短縮がなければ、その分、慎重な運営上のリスク想定など進行面での対策を充実させることができた可能性もあった。
- ・ 令和5年3月10日の企画から討論会開催までの間に、市長・所管副市長・局長へのレクが計31回行われ、職員は、繰り返し企画の修正・再提案を行う必要があった。年度をまたぐ企画検討のため、人事異動による職員体制の変更による各職員への負担の重さは想像に難くない。
- ・ 名古屋城のバリアフリーに関することは、意見の対立が存在する事項であり、その背景事情や『昇降技術』の設置に向けて進めてきた経緯を関係者が十分に理解したうえで、様々な意見が出されることを想定することが求められるにも関わらず、入念に準備する余裕がなかった。

エ 委託業者との連携体制の不十分さについての主な問題点と評価

【問題点】

- ・委託業者と市との間で、討論会の目的や、参加者の参加動機の共有、意見対立による問題が生じた場合の対応策を含めた当日の進行等について、十分な連携がなされたか。

【評価】

- ・市と委託業者との間で、想定外の事態についての検討ができていなかった。本事案のような過去からの意見対立があり人権上の配慮が必要な事案では、主催者である市が、責任を持って必要なリスク管理や対応の指示をすべきであった。
- ・当初、委託業者が意見質問用紙の内容を確認・選択して指名する方式を提案したが、市からの指示により参加者の挙手による自由発言を許可する方式へ変更していた。しかし、当日には、意見質問用紙に書かれた中から委託業者が指名し、記入者に補足説明を求める方式に変更されるなど、関係者間の意思疎通に不十分さもうかがわれた。
- ・匿名と思っていた参加者が、突如、補足説明を求められれば、会場で記入者として判明してしまうという配慮に欠ける運営となっていた。
- ・委託業者と市、また、職員の間においても、討論会の趣旨について認識のずれが生じており、市が委託業者に討論会の目的を明示的に確認していなかったことが、各種判断に影響を与えた。
- ・委託業者は市民同士が意見を言い合うことに違和感はなく、市は、直接自由な意見を発信してもらうことに気が回っており、様々な想定ができなかった背景にもなっていた。

オ 人権侵害のリスクの想定不足についての主な問題点と評価

【問題点】

- ・ 討論会のテーマからすると、差別事象マニュアルをもとに準備段階から障害者への差別事象を想定し検討することで、適切な対応につなげることができたのではないか。
- ・ YouTubeのライブ配信には不測の事態の備え、十分な検討、準備が不可欠であるが、人権に対する強い意識があれば、討論会の運営進行全般にわたって注意を払うことができたのではないか。

【評価】

- ・ 差別事象マニュアルの存在は認知されていても、その内容の周知が不徹底であったことは非常に大きな問題であり、その内容が現実的に役に立つものとして受け止められていないという面もあった。
- ・ さまざまな現場で応用できる内容のマニュアルであれば、差別発言が誘発されないような討論会の進行や、事後に何らかの対応ができた。
- ・ YouTubeのライブ配信により、情報が世界に発信されることによる影響について意識していなかったことは、討論会全体にわたって人権問題に関する意識が低かったことの表れである。

(3) 当日の運営の実施・責任体制

ア 運営・進行に関する認識と意識の共有不足についての主な問題点と評価

【問題点】

- ・ 討論会の目的が市民に理解されていないまま運営・進行がされていたのではないか。
- ・ 『昇降技術』を設置しないことを求める意見に対して、市として設置は決定していることを説明しなかったことで、事実上、討論会が意見の対立を受け入れているような場となったのではないか。

【評価】

- ・ 外付けエレベーターを求める意見に対し、市は「設置しない」との説明を行い、一方で、バリアフリーを不要と求める意見に対して、市は方針として「昇降技術の設置は決定している」という説明をしなかったことは、公平性の点で疑問がある。こうした姿勢がバリアフリーを求める意見を否定しやすくする雰囲気にもつながった面は否めない。
- ・ その他、討論会の目的についての的確に説明できる場面はあったが、それをしなかったことも差別発言につながる一因となった。
- ・ 意見聴取のきっかけは、昇降技術の設置に賛成・反対という論点から始まっていたが、意見聴取の目的は、『昇降技術』の設置を前提にどの階まで設置するかという論点であり、そのずれが、討論会の企画運営に影響して、参加者に討論会の趣旨を誤認させ、引いては差別事案の発生につながった面もある。
- ・ 『昇降技術』の設置について、賛成・反対のどちらかに意見が偏らないよう委託業者と打ち合わせていたことから、事実上、設置に賛成か反対かの意見を聞く運営となっていた。
- ・ 市長レクで、アンケート項目に「昇降技術を設置しない」可能性もあるような表現に修正されていたことは、市長の「設置しない」という当時の意向が職員の意識に影響し、こうした運営に反映された可能性がまったくないとは言い切れない。

イ 差別発言への対応についての主な問題点と評価

【問題点】

- ・差別発言を含んだ意見に対し、会場から一部拍手が起きたが、この拍手により、差別的な発言を容認する雰囲気になっていたのではないかと。
- ・市が差別発言をなぜ止められなかったのか、拍手があった後や差別発言後、あるいは会終了時に何らかの注意喚起やおわび等のアナウンスができなかったのか。

【評価】

- ・差別発言を含む意見に対する拍手について、市からのアナウンスが特になかったことから、参加者は、差別発言も含めた意見全体として賛同が一定数あると感じ、会場が差別的な発言を容認するような雰囲気になった可能性がある。
- ・事前に市が差別発言発生の可能性について認識し、委託業者への適切な対応を指示していなかったことは、会の円滑な運営に対する市の認識不足であった。
- ・職員が適切に動けなかった理由として、職員へのヒアリング結果からは、「差別発言の事前の想定・シミュレーションができておらず、身体が動かなかった」ということが挙げられているが、「2人の差別発言の直後に対立意見をまとめるような市民意見が述べられたことで討論が終了し、安心した」という意見があったことから、「討論会を無難に終えることばかりに気が向いていた」と推察される。
- ・差別発言を受けた方へ討論会終了後に駆け寄ることができず、また、一旦その場で言い合いがおさまったとしても、参加者や視聴者にとって差別発言の事実は残ったままであり、職員として、差別発言に対する問題意識が欠如していたと言わざるを得ない。市は差別を容認しないことを、市の姿勢として速やかに毅然と示す必要があった。
- ・市長や職員は、市民の自由な発言を非常に重視していたことが、制止や注意に対して躊躇した面もあったと推察される。

- ・ 自由な発言と発言の制止は相反するが、自由な発言を促す場合であっても、差別発言防止のための事前アナウンスは可能であり、「表現の自由とはいえ、すべての市民が等しく基本的人権を有する個人として尊重されることが前提である」ことを認識する必要がある。
- ・ 若い職員ほど差別用語を知らない状況が確認できた。そうした知識がないことも差別防止ができない一因になりうる。
- ・ 名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーに関する検討にあたっては、以前から激しい対立があることがわかっており、「障害者対市民」という市民を分断するような問題になることが懸念される。市民への障害理解を進めるためにも、健康福祉局がより積極的に関わることが今後の差別事案防止・障害理解の点でも有用である。

ウ 差別発言に対する市長のコメントについての主な問題点と評価

【問題点】

- ・ 討論会閉会に当たって、市長が「熱いトークもあってよかった」と発言したことは、差別発言を問題ないものと捉えていると考えられても仕方がないことであり、市長の認識とこの発言の真意は何か。

【評価】

- ・ 無作為抽出での参加者決定方法や参加者が自由に発言することの是非は判断しないが、差別は人権侵害であって、いかなる場合でも許されるものではなく、差別を表現する自由というものは認められない。仮に、当日、発言が聞き取れていなかったとしても、記者会見等で、差別は許されないという立場を明確に強く表明すべきであった。
- ・ 閉会に当たって市長が「熱いトークもあってよかった」と発言したが、差別発言を不適切と指摘していないことから、すべての発言を「よかった」と指していると市民が認識した可能性があるだけでなく、むしろ「熱い」という表現からは、過激で強い口調で差別を含んだ発言を評価したとさえ捉えられかねないため、後日であっても差別発言に積極的に問題提起すべきであった。
- ・ 市長の立場として、市民の自由な発言を尊重することそのものは理解できるが、公職者として、差別には、より厳しい姿勢で対応に取り組んでいただきたい。

6 再発防止に向けて取り組むべき事項

- ・ 職員研修の充実（人権意識・人権感覚の育成、障害及び障害者理解の一層の促進）
- ・ 障害者差別解消の推進に関する法律、条例の周知徹底
- ・ 人権施策推進会議（局長級）・幹事会（課長級）の企画運営の見直し
- ・ 差別事案発生防止のための体制づくり
- ・ 差別事象マニュアルの抜本的見直し
- ・ 市民・事業者の障害及び障害者理解の一層の促進
- ・ 対話によるバリアフリーを推進するための仕組みの整備

7 最終報告について

- ・ 中間報告では、差別事象に直接的に関わる事項に限定して検証してきたが、最終報告では、過去の経緯も含めた疑問点に関して検証していく予定である。